

行政の手続きについて



福島県南会津建設事務所
総務課 主事 小林 大将

総務課行政係では、主に許認可に関する事務を行っております。
(主な許認可)

○建設業許可

建設工事の完成を請け負うこと(いわゆる「建設業」のこと)を営業するために受ける許可のことを言います。ただし、法令で定められた「軽微な建築工事」(1件500万円未満の工事など)のみを請け負う業者は、許可を受けなくてもよいとされています。

○道路占用許可

道路上やその上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用（「道路の占用」といいます。）するために、道路管理者から受ける許可のことを言います。（例：電柱の設置、上下水道管の地下への埋設など）

○河川占用許可

河川区域内の土地を排他的・独占的に使用（「河川の占用」といいます）するために河川管理者から受ける許可のことと言います。河川の占用以外でも河川区域内での工作物の新築や河川の流水を占用する場合なども許可が必要となります。（例：橋りょうの設置、電線の河川敷地上空占用など）



○特殊車両の通行許可

せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車（「特殊車両」といいます）を通行させるために、道路管理者から受ける許可のことを言います。

○公用財産の境界立会

土地の分筆や売買を行う際に、一筆の土地とこれに隣接する他の土地との境界線を隣接地所有者同士が確認しあう必要があります。その際県が管理している財産（国道、県道、河川等）に隣接する土地について境界確認の立ち会いを行います。境界立会を行うことで正確な測量が行う事ができ、将来の紛争を未然に防止する事にもなります。

またその他、

- ・浄化槽工事業及び解体工事業の登録
- ・宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の登録
- ・砂利採取業者の登録及び砂利採取計画の認可
- ・開発行為の許可
- ・土地区画整理法の許可

などの各種業務を行っております。